

# 誌上相談室 Q&A

【テーマ】

## 雇用保険制度適用年齢拡大 65歳以上の方も 雇用保険の対象となります



平成29年1月1日より、原則として雇用保険の適用除外とされていた65歳以上の方も雇用保険の対象となります。人口減少、少子高齢社会、昨今の人材不足等の雇用情勢において、65歳以上の方にも活躍していただく企業風土や就業規則が必要となっています。今後ますますの活躍が期待される65歳以上の方を雇用するにあたり、経営者、人事・労務担当者は、新たに適用される雇用保険制度の概要と雇用保険手続きを確認しておきましょう。

### 1. 法改正の概要

平成29年1月1日以降、65歳以降の労働者を雇用する場合、雇用保険の適用対象として「高齢被保険者」となります。従前、65歳以上の方を新たに雇用しても、雇用保険被保険者資格取得届（以下、取得届）の手続きは不要でしたが、今般の法改正以降は事業所管轄のハローワークへ手続きが必要となります。

**Q1** 対象は平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけですか？

**A** 平成29年1月1日以降に新たに雇用した65歳以上の労働者だけではなく、平成28年12月31日までに雇用されている65歳以上の労働者で雇用保険の加入要件を満たす方が対象となります。

**Q2** 雇用保険加入要件とは何ですか？

**A** 正社員、パート、契約社員等の名称にかかわらず、①31日以上引き続き雇用されることが見込まれること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であること、のいずれにも該当することです。

### 2. 手続きについて

**Q3** どのような手続きを行えばいいのでしょうか？

**A** 65歳以上の労働者を雇用した（または労働条件の変更等により雇用保険加入要件の対象となった）時期により、手続きは異なります。

【例1】平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用した日の属する月の翌月10日までに取得届を事業所管轄のハローワークへ

提出してください。

【例2】65歳以上で平成28年12月31日以前に雇用し、平成29年1月1日以降も雇用を継続している場合（高齢雇用継続被保険者は除く）

平成29年3月31日までに取得届を提出する特例措置が設けられていましたが、未届の場合は勤務実態を把握できる資料（賃金台帳、出勤簿等）を添え、速やかに届け出を行ってください。必要添付書類の詳細についてはハローワークへお問い合わせください。

【例3】高齢継続被保険者の場合

65歳に達した日の前日から引き続き雇用され、65歳に達した雇用保険被保険者は高齢継続被保険者となります。平成29年1月1日以降、自動的に高齢被保険者に区分変更されるので手続きは必要ありません。

### 3. 保険料の徴収について

**Q4** 高齢被保険者も雇用保険料を徴収する必要がありますか？

**A** 平成31年度までは免除されます。平成32年4月1日以降の賃金から雇用保険料を高齢被保険者より控除いただきません。平成32年度労働保険概算保険料申告から高齢被保険者の賃金額に雇用保険料率を乗じた雇用保険料を申告していただきます。

### 4. 各給付金について

**Q5** 雇用保険の給付を受けることができますでしょうか？

**A** 高齢求職者給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金等、各種要件を満たすことで受給することができます。なお、高齢求職者給付金受給のため、退職時には離職票を発行する必要があります。

労働保険年度更新書類が各事業所へ送付されているところだと思います。今般の法改正に限らず、社会保険・労働保険・労務管理等のご質問がありましたら、仙台商工会議所までお気軽にお問い合わせいただき、専門家派遣制度もあわせてご利用ください。

### 【回答】

当所エキスパート・バンク登録専門家  
社会保険労務士法人めぐみ事務所  
(宮城野区榴岡)

代表社員

大江 広満 氏

